

入札説明書

(伊勢原射撃場における実包等販売所設置場所の貸付け)

伊勢原射撃場における実包等販売所設置場所の貸付けに係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する方は、この説明書を御覧いただいた上で参加してください。

1 入札に付する事項

(1) 物件の所在

所在：伊勢原市上粕屋2380番地

貸付対象：射撃場管理棟、実包火薬庫

貸付面積：計34.80平方メートル

(射撃場管理棟：14.80平方メートル、実包火薬庫：20.00平方メートル)

※ 各入札物件の詳細については、別紙1「入札物件一覧表」(以下「別紙1」という)及び別紙2「案内図及び配置図」(以下「別紙2」という)を御覧ください。

※ 予定価格以上の最高額で落札した方に貸付けることとなります。

※ 物件により入札中止、内容変更をすることがあります。

(2) 貸付期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 実包等販売所(実包火薬庫を含む。以下同じ。)の運営に関する条件 別紙3「仕様書」のとおり。

(4) 問合せ先等

ア 入札に関する問合せ先及び入札書類の提出先

スポーツ局総務室総務グループ

(横浜市中区本町1-2日本経済新聞社横浜支局ビル5階)

電話：045-285-0799(直通)

FAX：045-663-0113

電子メール：sport_soukei@pref.kanagawa.lg.jp

イ 設置場所等に関する問合せ先及び落札後の契約書類の提出先

スポーツ局スポーツ課施設グループ

(横浜市中区本町1-2日本経済新聞社横浜支局ビル3階)

電話：045-285-0795(直通)

2 入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

(2) 実包等販売所の設置及び管理に関する業務(火薬取締法(昭和25年法律第149号)及びその他法令が定める諸官庁への申請、届出等を含む。)を営むことができない者

(3) 運営時間内に、従業員を指導監督できる責任者を常駐させることができない者

(4) 過去3年間に火薬取締法に基づく行政処分を受けた者

(5) 県税を完納していない者

- (6) 県内に事業所を有しない者
- (7) 仕様書に示す内容を履行できない者

3 契約を締結することができない者

神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第2号から第5号までに該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者。

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札書提出期限 令和6年1月23日（火）午後5時 **※必着書留又は簡易書留**により郵送してください。

- (2) 開札日時 令和6年1月24日（水）午前10時

- (3) 開札場所 スポーツ局総務室

（住所 横浜市中区本町1-2日本経済新聞社横浜支局ビル5階）

5 入札参加申請

入札に参加を希望する方は、一般競争入札参加申請書を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければなりません。

- (1) 提出期間

令和5年12月12日（火）から同月21日（木）午後5時まで

- (2) 提出書類（提出部数各1部）

	提出書類	法人	個人
ア	一般競争入札参加申請書(様式1-1)	○	○
イ	身分証明（市町村発行のもの）又は住民票		○
ウ	誓約書（様式4）	○	○
エ	神奈川県暴力団排除条例に係る誓約書（様式5）	○	○
オ	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	
カ	確定申告書（写）		○
キ	印鑑証明書	○	○
ク	神奈川県税納税証明書	○	○

※ イ、オ、キ及びクについては、発行後3ヶ月以内の原本とする。

- (3) 提出方法

提出期間内に、提出書類を1(4)アに記載の提出場所に郵送（必着）してください。

6 質問回答及び資料（別紙1、別紙2）の配布について

- (1) 受付期間

令和5年12月12日（火）から同月26日（火）午後5時まで

- (2) 提出方法

質問書（様式3）を1(4)アに記載の提出場所に郵送（必着）するか、電子メール

での送付とします。

(3) 質問者への回答

令和6年1月9日（火）までにFAX又は電子メールで回答します。

なお、再質問は認められません。

(4) 資料（別紙1、別紙2）配布申請書の提出

ホームページに掲載した資料のほかに、別紙1、別紙2のデータを配布します。

入札参加申請の際に、「資料配付申請書（様式1-2）」に、申請者情報等を記入し、1(4)アに記載のスポーツ局総務室あて、電子メールにて申請してください。

7 入札参加資格の確認等

上記5(2)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和6年1月15日（月）に、申請者あて結果を書面にて通知（発送）します。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には、入札参加資格を取り消します。

8 入札方法等

(1) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1(2)に記載の貸付期間の全期間の総額とします。

県が定める予定価格以上の最高額で落札した方に貸付けを行います。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 再度の入札

ア 落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行います。

イ 再度の入札を含めて、入札は2回までとします。

ウ 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、入札を打ち切ります。

エ 再度の入札は、令和6年1月24日（水）の開札後午後4時を目安に、FAX又は電子メールにより通知します。なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができません。再度入札を行う場合の日程は、次のとおりとしますので、提出期限までに到着するよう1(4)アに記載の提出先に入札書を郵送してください。

(ア) 再度入札書提出期限

令和6年1月30日（火）午後5時（必着）

(イ) 再度入札開札予定日時

令和6年1月31日（水）午前10時

(3) 入札保証金

免除

(4) その他

ア 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回するこ

とはできません。

イ 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

ウ 入札書は、表面に「入札書在中」と赤字で記載した封筒に入れて郵送してください。

9 無効な入札等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 入札に参加することができない者がした入札

イ 同一の入札において同一人がした2つ以上の入札（代理の場合も含む。）

ウ 委任状を提出しない代理人のした入札

エ 不正行為による入札

オ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確な入札

カ 記名を欠く入札及び金額を訂正した入札

キ 申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札

ク その他入札に関する県の規程に違反した入札

(2) 失格

失格となった者は、再度の入札に参加できません。

10 落札者の決定方法

(1) 県が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とします。

ただし、同価の入札をした方が2者以上あるときは、入札に関係ない神奈川県職員がくじを引き落札者を決定します。

(2) 落札候補者には、落札候補者の決定を令和6年1月30日(火)までに連絡します。（再度入札の場合は令和6年2月6日(火)までに連絡します。）

(3) 落札候補者には、連絡後速やかに、入札金額内訳書を提出していただきます。

11 入札結果の公表

入札結果の確定後、落札者名、落札金額及び入札者数を県ホームページにて公表しますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

ただし、入札が不調となった場合は、参加者（法人、個人の別）、入札額の公表は行いません。

12 契約

(1) 契約書（案）は別紙4のとおりです。契約書を作成次第、県より連絡します。

(2) 落札者は、県側で作成した契約書を受領の上、県が別に指定する期日までに提出してください。

(3) 落札者が契約を締結しない場合（上記(2)の期日までに契約書が提出されない場合を含む。）には、当該落札は効力を失います。

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

- (5) 契約の締結に関して必要な一切の費用は、落札者の負担とします。
- (6) 契約は、入札参加者名義で行います。
- (7) 契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとします。この場合、県は一切の損害賠償の責を負いません。

13 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）及び神奈川県県有財産規則（昭和59年神奈川県規則第40号）の定めるところによります。
- (2) 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等による税率の改正のため消費税相当額が変更となる場合にあっては、法改正後の税率が適用される日以降に係る期間に充当する賃貸借料は、法改正後の税率に基づき計算した額に改定をします。
- (3) 本書を入手した方は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはなりません。
- (4) 申請書に虚偽の記載をした場合は、落札した本件契約の解除に加えて、指名停止措置及び現に受けている行政財産使用許可の取消並びに普通財産貸付契約の解除を行うことがあります。